

2020年9月11日

株 主 各 位

広島市西区草津新町一丁目21番35号
株式会社データホライゾン
代表取締役社長 内 海 良 夫

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年9月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2020年9月29日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 広島市西区草津新町一丁目21番35号
広島ミクシス・ビル1階 広島市産業振興センター研修室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第40期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第4号議案 | | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額および内容決定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.dhorizon.co.jp>)に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応について】

- 株主様の安全確保および感染拡大防止のため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面による事前の議決権行使をご推奨申しあげます。
- 当日は感染予防のため、マスクの着用およびアルコール消毒液の使用にご協力をお願い申しあげます。また、検温等の措置を講じる場合がございます。
- 諸般の事情を鑑み、ご出席の株主様にお配りしてございましたお土産のご用意はございませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。

(添付書類)

事業報告

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

当社グループは医療関連情報サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、上半期は企業収益や雇用・所得環境の改善等を背景に全体として緩やかな回復基調で推移してまいりましたが、下半期は新型コロナウイルスの影響により急速な悪化が続き、極めて厳しい状況となりました。

当社グループの主要顧客である自治体の国民健康保険、後期高齢者医療広域連合などの保険者においては依然として厳しい財政状態が続いております。その一方で、財政状態の改善のため、保険者による予防・健康づくりの推進および医療費適正化に向けての取り組みが厚生労働省主導のもと進められており、当社の主力であるデータヘルス関連サービスの需要は年々高まっております。

また、生活保護法の改正により生活保護受給者への被保護者健康管理支援事業が法施行により2021年1月から必須事業となることに伴い、2019年度より当事業の円滑な実施に向けて補助金（補助率10/10）が支給される準備事業が開始されたことから、自治体の福祉事務所からのデータヘルス関連サービスの需要が急増しております。

さらに、ポリファーマシー（多くの薬を服用することにより副作用等の薬物有害事象を起こすこと）対策事業や企業・健康保険組合における健康経営への関心も高まっており、データヘルスの需要が多方面で広がっております。

このような状況下で、当連結会計年度において当社グループは、保険者および福祉事務所へのデータヘルス関連サービスの販売活動を積極的に推進いたしました。なお、新型コロナウイルスの影響により一部保健事業で中止もしくは延期となるものがあったものの、当連結会計年度において大きな影響はありませんでした。

保険者向けのデータヘルス関連サービスについては、ニーズに沿ったデータ分析・提供や各種保健事業にかかる受託業務を遂行した結果、既存顧客からの追加受注および新規顧客の獲得により順調に受注を伸ばしました。また、生活保護システム分野で実績のある北日本コンピューターサービス㈱と提携し、自治体の福祉事務所に対して新規顧客の獲得を進めた結果、大幅に受注を伸ばしました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高は27億82百万円（前期比23.3%増）となり、営業利益が2億62百万円（前期比619.1%増）、経常利益が2億63百万円（前期比602.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益が2億1百万円（前期比847.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は48百万円であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 37 期 (2017年 6 月期)	第 38 期 (2018年 6 月期)	第 39 期 (2019年 6 月期)	第 40 期 (当連結会計年度) (2020年 6 月期)
売 上 高(千円)	1,828,021	2,544,729	2,256,994	2,782,477
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	101,969	210,599	21,305	201,763
1株当たり当期純利益(円)	29.12	59.97	6.02	56.99
総 資 産(千円)	1,319,221	1,783,387	1,575,806	1,987,792
純 資 産(千円)	914,829	1,131,831	1,122,980	1,300,307
1株当たり純資産額(円)	258.22	319.71	317.21	361.39

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 37 期 (2017年 6 月期)	第 38 期 (2018年 6 月期)	第 39 期 (2019年 6 月期)	第 40 期 (当事業年度) (2020年 6 月期)
売 上 高(千円)	1,828,021	2,330,900	2,124,446	2,679,195
当 期 純 利 益(千円)	98,587	195,884	28,192	242,533
1株当たり当期純利益(円)	28.16	55.78	7.96	68.51
総 資 産(千円)	1,277,619	1,669,268	1,570,683	1,966,402
純 資 産(千円)	911,446	1,113,733	1,113,769	1,316,279
1株当たり純資産額(円)	257.25	314.60	314.61	370.30

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)DPPヘルスパートナーズ	47百万円	100%	看護師等による疾病管理および疾病予防
(株)ブリッジ	40百万円	51%	地域医療に係るコンサルティングおよびソリューションの提供ほか

- (注) 1. 当社は、2019年7月1日付で共同出資により(株)ブリッジを設立し、連結子会社としております。
2. 2014年9月16日開催の当社取締役会において子会社であるDATA HORIZON PHILS, INC. を解散することを決議いたしました。DATA HORIZON PHILS, INC. では、清算に必要な手続きを完了し、現在、フィリピン国政府機関の認可を待っている状態にあります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、医療関連データベース、レセプトデータ分析および重症化予防指導などの独自技術をもとに、保険者にデータヘルスのPDCAサイクルのPlan（データヘルス計画の立案）、Do（保健事業の実施）、Check（保健事業の検証）、Act（改善、次年度の計画へ）を一貫して提供するサービスに加え、ポリファーマシー（※）対策のための多剤服薬情報通知サービスの提供を開始し、医療費適正化とQOL向上に貢献しております。

※ポリファーマシーとは、多くの薬を服用（多剤併用）することにより副作用等の薬物有害事象を起こすことをいいます。ポリファーマシー対策のためには服薬情報の一元管理が求められています。

2018年度から国民健康保険の財政運営が都道府県単位となり、都道府県・市町村が連携し医療費適正化を進めることが求められています。

また、2018年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）」には、データヘルスの推進、レセプト情報を活用した医師や薬剤師が投薬履歴等を閲覧できる仕組みの構築や多剤投与の適正化が記載されるなど、データヘルスやポリファーマシー対策への保険者からの需要が高まっております。

さらに、生活保護法の改正により医療扶助適正化と生活保護受給者への健康管理が2021年より義務化され、データヘルスの需要は広がりつつあります。

これらの需要を受注に結びつけるための対処すべき課題は、①サービスラインアップの強化、②サービス提供体制の強化、③データ作成・分析・抽出技術の向上と認識し、次のとおり取り組んでおります。

① サービスラインアップの強化

a. 生活保護向けデータヘルスの提供

生活保護受給者に対する医療扶助適正化と健康管理に対応したサービスメニューの開発と、急増する需要に対する供給体制を構築してまいります。

b. ポリファーマシー対策支援システムの提供

ポリファーマシー対策のための多剤服薬情報通知事業を立ち上げ、新たな事業の柱として展開してまいります。この事業は、レセプトデータ分析により薬剤の見直しが必要と思われる患者に服薬情報を記載した通知書を送付し、患者がその通知書をかかりつけ薬剤師に持参することで、かかりつけ薬剤師と医師が連携して患者の服薬指導を行う事業です。

2018年9月より広島市において、多剤服薬情報通知サービスおよび薬剤師の多剤に関するポリファーマシー対策支援システムの提供を開始しました。この事業はポリファーマシーの解消に繋がり、薬剤費の低減のみならず、薬物有害事象の防止による患者のQOL向上に貢献するものです。

c. 重症化予防指導の専門者教育の確立

糖尿病性腎症をはじめとした生活習慣病の重症化予防の需要は全国に拡大しており、患者を当社グループ社員が直接指導する方法では、日本全国をカバーすることは難しい状況となっています。

このため、全国の自治体職員や保健指導会社社員などの保健師・看護師を重症化予防の専門者として教育する事業を確立して対応してまいります。

d. データヘルスの自治体間比較と経年比較

データヘルスが事業成果を求められるようになるなか、データヘルスのPDCAサイクルに寄与するため、保健事業の実施状況とその効果について、自治体間比較や経年比較を行うサービスを提供してまいります。

② サービス提供体制の強化

当社グループは、常にお客様の潜在的なニーズを掴み、新しいサービスを開発・提供してまいりました。これからも保険者のニーズに対応したサービスを短納期で大量に提供するため、部門間の連携を深めるとともに効率的な業務を行えるよう社内体制を整備してまいります。

③ データ作成・分析・抽出技術の向上

当社グループのレセプトに関する強みは、特許（注1, 2, 3, 4）も認められたレセプト情報の高度な分析能力および処理能力の高さであります。

今後は、各サービスに必要な分析能力をさらに向上させるための研究開発と、大学等の研究機関と共同で分析を統計的に実証するための研究と実験を行います。

(注1) 「医療費分解解析装置、医療費分解解析方法およびコンピュータプログラム」に関する特許（特許第4312757号）

レセプトに記載された複数の疾病に対応する医薬品や診療行為について、いずれの疾病に対応するかを特定することができ、疾病ごとの医療費を正確かつ効率的に把握することが可能となります。

(注2) 「傷病管理システム」に関する特許（特許第5203481号）

レセプトに記載された傷病識別情報、医薬品識別情報および診療行為識別情報に基づき、傷病のステージ別の患者を抽出・階層化するものです。この技術により、傷病ごとの重度・軽度を判定し、将来の重症化予測を行うことが可能となります。

(注3) 「レセプト分析システムおよび分析方法」に関する特許（特許第5992234号）

レセプトに記載されている病名のうち、現在治療中の病名だけを判定することができ、高精度な保健事業対象者の抽出が可能となります。

(注4) 「服薬情報提供装置、服薬情報提供方法およびコンピュータプログラム」に関する特許（特許第6409113号、特許第6619113号）

レセプトより取得した患者ごとの全服薬情報のリスト作成や薬剤師から医師等に提供する服薬情報レポートを生成することができ、ポリファーマシー解消のための服薬指導の支援が可能となります。

(5) 主要な事業内容（2020年6月30日現在）

区 分	主なサービス
保険者向け情報サービス	データヘルス関連サービス・慢性疾患の重症化予防サービス・ジェネリック医薬品通知サービス・ポリファーマシー関連サービス等
そ の 他	データベース販売等

(6) 主要拠点 (2020年6月30日現在)

① 当 社

本 社	広島市西区
東 京 本 社	東京都文京区
関 西 営 業 所	大阪市浪速区
札 幌 オ フ ィ ス	札幌市中央区

② 子会社

(株) D P P ヘ ル ス パ ー ト ナ ー ズ	本社：広島市南区
(株) ブ リ ッ ジ	本社：東京都文京区

(7) 使用人の状況 (2020年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
235名 (14名)	27名増 (3名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数増加の主な理由は、加速する自治体向け営業人員の増強によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
190名 (6名)	28名増 (2名減)	41.4歳	6.5年

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマーは () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数増加の主な理由は、加速する自治体向け営業人員の増強によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年6月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2020年6月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,565,060株
- (3) 株主数 656名（前期末比103名減）
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
内 海 良 夫	962,000	27.17
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	294,000	8.30
(株) ベ ネ フ ィ ッ ト ・ ワ ン	250,000	7.06
岩 佐 実 次	178,000	5.03
上 田 八 木 短 資 (株)	150,000	4.24
テ ィ ー エ ス ア ル フ レ ッ サ (株)	120,000	3.39
鹿 沼 史 明	118,800	3.36
渡 邊 定 雄	116,300	3.29
(株) エ ヌ ・ テ ィ ・ テ ィ ・ デ ー タ	96,000	2.71
渡 邊 毅 人	79,500	2.25

(注)上記のほか、自己株式が24,932株あります。なお、自己株式数は控除して持株比率の計算を行っております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年6月30日現在）
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議日	2019年8月19日
新株予約権の数 (1個当たりの株式数)	135個 (1個当たり株式数 100株)
新株予約権の目的となる 株式の種類と数	普通株式 13,500株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される 財産の価額	新株予約権1個当たり285,000円 (1株当たり 2,850円)
権利行使期間	2021年8月19日から 2023年8月18日まで
新株予約権の行使条件	※
交付者数	4人

※新株予約権の行使条件は下記のとおりであります。

- ①新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了で退任した場合、定年で退職した場合、その他取締役会が特別に認める場合は、当該事由が発生した日から3カ月間においてはこの限りではない。
- ②新株予約権者は、割当てられた新株予約権の全部または一部につき行使することができる。ただし、新株予約権の行使は、割り当てられた新株予約権の個数につき、1の整数倍ごとに行使するものとする。
- ③新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ④新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の相続は認めないものとする。
- ⑤この他、新株予約権の行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2020年6月30日現在）

会社における 地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	内 海 良 夫	営業本部担当 (株)DPPヘルスパートナーズ代表取締役社長 (株)ブリッジ取締役 (公社)日本ニュービジネス協議会連合会副会長 (一社)中国地域ニュービジネス協議会会長
取 締 役	林 和 昭	医療情報サービス部およびデータセン ター運用部担当 (株)DPPヘルスパートナーズ取締役
取 締 役	内 藤 慎 一 郎	経営管理部担当 (株)DPPヘルスパートナーズ常務取締役
取 締 役	濱 宏 一 郎	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 第二公共事業本部ヘルスケア事業部第 一統括部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	野 間 寛	(株)DPPヘルスパートナーズ監査役
取 締 役 (監査等委員)	神 出 二 允	
取 締 役 (監査等委員)	竹 島 哲 郎	税理士

- (注) 1. 取締役濱宏一郎氏ならびに取締役（常勤監査等委員）野間寛氏、取締役（監査等委員）神出二允氏および竹島哲郎氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）竹島哲郎氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役（常勤監査等委員）野間寛氏、取締役（監査等委員）神出二允氏および竹島哲郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会の十分な連携を可能とすべく、野間寛氏を常勤監査等委員として選定しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	員 数 (人)	報 酬 等 の 額 (千円)
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く 。) (うち 社 外 取 締 役)	4 (-)	60,000 (-)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち 社 外 取 締 役)	3 (3)	11,400 (11,400)
合 計 (うち 社 外 役 員)	7 (3)	71,400 (11,400)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2018年9月26日開催の第38回定時株主総会において年額100,000千円以内(うち社外取締役分は10,000千円以内。なお、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年9月26日開催の第38回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人との関係

取締役濱宏一郎氏は、(株)エヌ・ティ・ティ・データ第二公共事業本部ヘルスケア事業部第一統括部長を兼務しております。なお、当社と(株)エヌ・ティ・ティ・データとの間に医療関連情報サービスに関する取引関係がありません。

- ② 他の法人の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取締役	濱 宏一郎	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、書面決議を2回行いました。主に医療情報システム業界の専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 (常勤監査等委員)	野 間 寛	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、書面決議を2回行いました。財務・監査業務における豊富な経験や見識を活かし、業務執行に対する意見を述べています。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席し、常勤監査等委員として監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関する意見交換を行っております。このほかに、経営に関する重要な会議に出席し監査を実施しております。
取締役 (監査等委員)	神 出 二 允	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、書面決議を2回行いました。企業経営に関する豊富な経験と知識を活かし、業務執行に対する意見を述べています。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席し、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針等に関する意見交換を行っております。
取締役 (監査等委員)	竹 島 哲 郎	当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席し、書面決議を2回行いました。財務・会計の専門家としての見地から、業務執行に対する意見を述べています。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回中12回に出席し、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針等に関する意見交換を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）である神出二允氏および竹島哲郎氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約により、両氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失の無いときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討いたしました。その結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第337条第3項の規定により会計監査人欠格事由に該当したときおよび公認会計士法第34条の21第2項等の法令違反により内閣総理大臣から業務の一部もしくは全部の停止または解散を命じられたとき等会計監査人の職務の執行に支障がある場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、有限責任 あずさ監査法人に悪意または重大な過失があった場合を除き、有限責任 あずさ監査法人の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、もしくは受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社グループは、「コンプライアンス宣言」において、「コンプライアンス基本方針・行動規範」、「コンプライアンス規程」に沿って、法令遵守、社会常識および企業倫理などを重視した体制づくりと活動により、社会に貢献できる企業となることを宣言しております。
- b. コンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンスの運用状況と問題点の把握に努め、その結果を取締役に報告することとしております。
- c. コンプライアンスに関する社内教育および指導の徹底を図り、経営管理部は、その運用状況を取締役に報告することとしております。
- d. 「コンプライアンス規程」に内部通報システムを定め、内部通報システムを周知徹底することにより、法令または定款に抵触する行為の早期発見と解消・改善に努めております。
- e. 外部の法律専門家と顧問契約を結び、取締役および使用人の職務の執行が法令および規程に抵触しないように直接相談できる体制にしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- a. 「取締役会規程」、「稟議規程」、「会議体規程」、「文書管理規程」等において、各種情報の保存および管理に関する規定を設け、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理を実施しております。
- b. 情報へのアクセス方法の改善やIT化を進め、さらに体制の整備を進めるものとしております。
- c. 個人情報の保護については、「個人情報保護基本規程」に基づいて、「個人情報保護方針」を定め、JISQ15001で定義されている「個人情報保護マネジメントシステム」の要求事項に適合した管理を行っております。
- d. 情報資産の保護については、ISO27001で定義されている「情報セキュリティマネジメントシステム」の要求事項に適合した管理を行っております。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a. 製品およびサービスの品質に起因するリスクの管理は、ISO9001に準拠して「品質マニュアル」等によって行っております。
 - b. 「会議体規程」に基づいて開催される、営業戦略会議、開発会議および収益会議において全組織から情報を収集し、リスクを認識した場合は、経営審議会および取締役会に報告して対応することとしております。
 - c. 「内部監査規程」に基づく他の業務部門から独立した内部監査室の内部監査により、内部管理体制の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、リスク管理体制の適切性を確保することとしております。
 - d. 経営危機が発生した場合は、「クライシスマネジメント規程」に基づいて社長を本部長とする「対策本部」を設置し、統括して危機管理にあたることとしております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会の手続および取締役会の権限範囲等は、「取締役会規程」で明確にしております。
 - b. 取締役による効果的な業務運営を確保するため、「職務分掌規程」を定めるとともに、取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることにより組織の効率的な運営を図ることを目的として、「職務権限規程」を定めております。
 - c. 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
 - d. 経営方針および経営戦略等に関わる重要事項は、経営審議会の審議を経て執行決定することにより、取締役の職務の執行を効率的に行うこととしております。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 当社および子会社から成る企業集団の管理は「関係会社管理規程」に基づいて、経営管理部が担当しております。
 - b. 取締役会は当社グループの経営企画を決議し、経営管理部はその進捗を毎月取締役会に報告しております。
 - c. 内部監査室は、当社および子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告しております。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a. 監査等委員会より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合、監査等委員会と協議のうえ、その人選を行うこととしております。
 - b. 監査等委員会を補助すべき使用人の評価や異動等の人事処遇については、予め監査等委員会の同意を得ることとしております。
 - c. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、その職務にあたっては、監査等委員会の指示にのみ従うものとしております。
- ⑦ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 監査等委員会が選定した監査等委員は、取締役会のほか経営審議会等重要な会議に出席し、取締役および使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。
 - b. 前記の重要な会議に付議されない重要な起案書および報告書等について、監査等委員会が選定した監査等委員は閲覧し、必要に応じ内容の説明を求めることができます。
 - c. 取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報システムに基づき通報された事実、その他監査等委員会監査のため求められた事項を監査等委員会に直ちに報告する体制となっております。
 - d. 当社グループは、前項に記載の監査等委員会へ報告を行った取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底することとしております。
- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行い得る体制としております。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 代表取締役は、監査等委員会と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査等委員会監査の環境整備等について意見を交換しております。
- b. 内部監査部門である内部監査室は、監査等委員会と定期的に会合をもち、対処すべき課題等について意見を交換しております。
- c. 稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査等委員会が監査に必要と判断した資料・情報に、監査等委員会が容易にアクセスできる体制を整備しております。
- d. 監査等委員会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができます。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- a. 当社グループは、「コンプライアンス基本方針・行動規範」のなかで、市民社会に脅威を与える反社会的勢力には毅然として対応し一切関係を持たないことを定め、社内研修等を通じ継続的にその周知徹底を図り、反社会的勢力との関係排除に向け、企業倫理の浸透に取り組むこととしております。
- b. 経営管理部を中心に、弁護士、警察等の外部専門機関と連携するとともに、情報を収集し、反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進いたします。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、規程および体制を整備するとともに、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要に応じて改善を行い、実効性のある体制を構築いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当社は原則月1回取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項および経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役会の職務執行の監督を行っております。また、効率的な業務執行を行うため、経営に係る重要な意思決定は常勤役員・部長職以上の幹部が参加し、毎週開催する経営審議会による審議を経て取締役会に付議しております。

② 監査等委員会の職務執行

監査等委員は毎月開催の取締役会へ出席し、常勤監査等委員は経営審議会および営業戦略会議等の重要な会議へ出席し報告を受けるとともに、稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることにより健全な経営体制と効率的な運用を図るために助言を行っております。また、監査等委員会は、代表取締役・会計監査人・内部監査室との情報交換に努めております。

③ 内部監査体制および財務報告に係る内部統制の評価

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき監査を実施しており、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

④ コンプライアンスに対する取り組み

当社グループは「コンプライアンス規程」に基づき、6カ月に1回コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス推進のための各種施策、社内体制の整備に努めております。また、入社時および定期的に社内研修を実施し、法令および社内規程を遵守するための取り組みを継続的に行うとともに、毎月1回朝礼にて「コンプライアンス宣言」を社員全員で唱和し、法令遵守の意識の浸透に努めております。

⑤ リスクマネジメントに対する取り組み

当社グループは「リスクマネジメント規程」に基づき、6カ月に1回「リスク管理委員会」を開催し、各部署から報告されたリスクのレビューを実施して経営目標の達成を阻害するリスクの確認および対策を行っております。また、取得しているISO9001・プライバシーマーク・ISO27001に関する規定に沿った運用を行い、リスクマネジメントに努めております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営支配権の異動を通じた企業活動および経済の活性化の意義を否定するものではなく、また、株式の大量取得を目的とする買付について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えております。しかし、一方では当該買付者の事業内容および将来の事業計画ならびに過去の投資行動などから、当該買付行為または買付提案が当社の企業理念やブランド、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの利益に与える影響を当社として慎重に判断する必要があると認識しております。

当社は、具体的な買収防衛策を予め定めるものではありませんが、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、当社企業価値、株主共同の利益に資することを目的として、具体的な対抗措置の要否および内容を速やかに検討し、当社の権限の範囲内で最も適切と考えられる措置を実行する体制を整えます。

現在のところ、当社の株式を大量取得しようとする具体的な脅威が生じているわけではありませんが、買収防衛策の導入は、重要な経営課題の一つとして認識しており、今後も継続して検討を行ってまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,409,345	流 動 負 債	664,457
現金及び預金	1,116,328	買 掛 金	1,405
売 掛 金	141,706	リ ー ス 債 務	13,362
仕 掛 品	106,760	未 払 金	125,194
貯 蔵 品	19,473	未 払 費 用	129,075
前 払 費 用	19,081	未 払 法 人 税 等	118,791
そ の 他	6,847	未 払 消 費 税 等	125,527
貸 倒 引 当 金	△850	前 受 金	27,086
固 定 資 産	578,447	預 り 金	27,572
有 形 固 定 資 産	209,589	賞 与 引 当 金	96,274
建 物	78,708	そ の 他	170
構 築 物	11	固 定 負 債	23,028
車 両 運 搬 具	843	リ ー ス 債 務	2,663
工 具、器 具 及 び 備 品	59,182	退 職 給 付 に 係 る 負 債	20,365
土 地	70,844	負 債 合 計	687,485
無 形 固 定 資 産	239,961	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	192,630	株 主 資 本	1,279,356
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	30,749	資 本 金	456,600
の れ ん	16,178	資 本 剰 余 金	163,229
そ の 他	404	利 益 剰 余 金	676,228
投 資 そ の 他 の 資 産	128,897	自 己 株 式	△16,701
投 資 有 価 証 券	1,000	新 株 予 約 権	5,364
出 資 金	48,426	非 支 配 株 主 持 分	15,587
長 期 前 払 費 用	2,399	純 資 産 合 計	1,300,307
長 期 預 け 金	6,346	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,987,792
差 入 保 証 金	31,354		
繰 延 税 金 資 産	39,373		
そ の 他	0		
資 産 合 計	1,987,792		

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,782,477
売 上 原 価	1,330,333
売 上 総 利 益	1,452,144
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,189,179
営 業 利 益	262,965
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2
受 取 配 当 金	704
受 取 家 賃	180
助 成 金 収 入	263
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	150
雑 収 入	669
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	934
支 払 保 証 料	133
支 払 手 数 料	190
経 常 利 益	263,676
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19,240
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	336
固 定 資 産 除 却 損	226
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	282,353
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	106,309
法 人 税 等 調 整 額	△21,706
当 期 純 利 益	197,750
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	4,013
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	201,763

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
	資 本 金	資 余 金	利 余 金	益 金		
当 期 首 残 高	456,600	163,229	502,786		△16,588	1,106,027
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△28,321			△28,321
自 己 株 式 の 取 得					△113	△113
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			201,763			201,763
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	173,442		△113	173,329
当 期 末 残 高	456,600	163,229	676,228		△16,701	1,279,356

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	非 株 主 支 持 配 分	純 資 産 計 合
	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			
当 期 首 残 高	16,953	16,953	—	—	1,122,980
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△28,321
自 己 株 式 の 取 得					△113
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					201,763
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△16,953	△16,953	5,364	15,587	3,998
当 期 変 動 額 合 計	△16,953	△16,953	5,364	15,587	177,327
当 期 末 残 高	—	—	5,364	15,587	1,300,307

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- | | |
|-----------|------------------------------|
| ・連結子会社の数 | 2社 |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社DPPヘルスパートナーズ
株式会社ブリッジ |

当社は、2019年7月1日付で共同出資により株式会社ブリッジを設立し、連結子会社としております。

② 非連結子会社の状況

- | | |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| ・非連結子会社の名称 | DATA HORIZON PHILS, INC. |
| ・連結の範囲から除いた理由 | DATA HORIZON PHILS, INC. は清算手続きを完了し、フィリピン国政府機関の認可を待っている状態にあり、重要性がないため連結の範囲から除外しております。 |

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- | | |
|----------|---------------------------------------------------------|
| ・時価のあるもの | 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

ロ. たな卸資産

a. 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

b. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～46年

工具、器具及び備品 4～15年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

当社で制作した、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間で均等償却しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- イ. 退職給付に係る負債 従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ロ. 消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 288,395千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,565千株	一千株	一千株	3,565千株

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	25千株	0千株	一千株	25千株

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年9月26日 定時株主総会	普通株式	28,321千円	8.00円	2019年6月30日	2019年9月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	42,482千円	12.00円	2020年6月30日	2020年9月30日

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類および数に関する事項

該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に医療関連情報サービス事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しております。

一時的な余剰は定期預金等の極めて安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、すべて2カ月以内の回収期日であります。

投資有価証券は、非上場株式であり、信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金およびその他の金銭債務である未払金、未払費用、未払法人税等ならびに未払消費税等はおおむね2カ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で2年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

ニ. 信用リスクの集中

当連結会計年度末における営業債権のうち、61.8%は特定の大口顧客に対するものであります。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年6月30日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難であると認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照)。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
①現金及び預金	1,116,328	1,116,328	—
②売掛金	141,706	141,706	—
資産計	1,258,035	1,258,035	—
①買掛金	1,405	1,405	—
②未払金	125,194	125,194	—
③未払費用	129,075	129,075	—
④リース債務	16,025	16,018	△7
⑤未払法人税等	118,791	118,791	—
⑥未払消費税等	125,527	125,527	—
負債計	516,017	516,011	△7

(注1)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

①買掛金、②未払金、③未払費用、⑤未払法人税等、⑥未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難であると認められる金融資産

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	1,000

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。従って、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	361円39銭
(2) 1株当たり当期純利益	56円99銭

貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,414,920	流 動 負 債	627,095
現金及び預金	1,029,494	買掛金	1,405
売掛金	145,356	リース債務	13,362
仕掛品	92,839	未払金	137,868
貯蔵品	13,959	未払費用	106,931
前払費用	16,470	未払法人税等	117,861
短期貸付金	110,000	未払消費税等	110,916
その他	7,674	前受金	27,503
貸倒引当金	△872	預り金	23,279
固 定 資 産	551,481	賞与引当金	87,799
有形固定資産	192,839	その他	170
建物	70,137	固 定 負 債	23,028
構築物	11	リース債務	2,663
車両運搬具	843	退職給付引当金	20,365
工具、器具及び備品	51,003	負 債 合 計	650,122
土地	70,844	純 資 産 の 部	
無形固定資産	206,647	株 主 資 本	1,310,915
ソフトウェア	175,494	資本金	456,600
ソフトウェア仮勘定	30,749	資本剰余金	165,229
その他	404	資本準備金	156,600
投資その他の資産	151,995	その他資本剰余金	8,629
投資有価証券	1,000	利 益 剰 余 金	705,787
関係会社株式	26,628	その他利益剰余金	705,787
出資金	48,426	繰越利益剰余金	705,787
長期前払費用	2,399	自 己 株 式	△16,701
長期預け金	6,346	新株予約権	5,364
差入保証金	27,824	純 資 産 合 計	1,316,279
繰延税金資産	39,373	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,966,402
資 産 合 計	1,966,402		

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,679,195
売 上 原 価	1,283,175
売 上 総 利 益	1,396,020
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,098,085
営 業 利 益	297,936
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	736
受 取 配 当 金	704
受 取 家 賃	4,775
業 務 受 託 手 数 料	3,360
助 成 金 収 入	263
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	215
雑 収 入	665
	10,717
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	934
支 払 手 数 料	190
	1,124
経 常 利 益	307,529
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19,240
特 別 損 失	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	336
固 定 資 産 除 却 損	226
	562
税 引 前 当 期 純 利 益	326,206
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	105,379
法 人 税 等 調 整 額	△21,706
当 期 純 利 益	242,533

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年7月1日から)
(2020年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 余 本 金			利 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 金	そ の 他 資 金	資 本 余 金			
	資 本 金	資 本 金	そ の 他 資 金	資 本 余 金	利 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当 期 首 残 高	456,600	156,600	8,629	165,229	491,575	△16,588	1,096,817
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△28,321		△28,321
自 己 株 式 の 取 得						△113	△113
当 期 純 利 益					242,533		242,533
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	214,212	△113	214,099
当 期 末 残 高	456,600	156,600	8,629	165,229	705,787	△16,701	1,310,915

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
当 期 首 残 高	16,953	16,953	—	1,113,769
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△28,321
自 己 株 式 の 取 得				△113
当 期 純 利 益				242,533
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△16,953	△16,953	5,364	△11,589
当 期 変 動 額 合 計	△16,953	△16,953	5,364	202,510
当 期 末 残 高	—	—	5,364	1,316,279

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

イ. 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～46年

工具、器具及び備品 4～15年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

当社で制作した、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

282,132千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

115,096千円

② 短期金銭債務

17,167千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 業務委託費

219,719千円

② 営業取引以外の取引（収入分）

8,689千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	25千株	0千株	一千株	25千株

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取り0千株による増加分であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

繰延税金資産

未払事業税	8,375千円
賞与引当金	26,743千円
ソフトウェア	53,302千円
子会社株式評価損	10,013千円
退職給付引当金	6,203千円
減価償却費	2,025千円
その他	4,897千円
繰延税金資産小計	111,558千円
評価性引当額	△72,185千円
繰延税金資産合計	39,373千円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	－千円
繰延税金資産の純額	39,373千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株DPPヘルスパートナース	所有 直接 100%	役員の兼任 業務の委託 業務の受託	資金の貸付(注1)	130,000	短期貸付金	110,000
				利息の受取(注1)	734		
				重症化予防指導の委託(注2)	219,719	未払金	16,750

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 2. 価格等の取引条件は、一般の取引価格を参考に業務の内容を勘案の上、報酬額を決定しております。
 3. 上記金額の内、取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 370円30銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 68円51銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月7日

株式会社データホライゾン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾 崎 更 三 (印)
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 河 合 聡一郎 (印)
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社データホライゾンの2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社データホライゾン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月7日

株式会社データホライゾン

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
広島事務所

指定有限責任社員 公認会計士 尾 崎 更 三 (印)
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 河 合 聡一郎 (印)
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社データホライゾンの2019年7月1日から2020年6月30日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針およびそれに基づく各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。また、これに基づく各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月26日

株式会社データホライゾン 監査等委員会
常勤監査等委員 野間 寛 ⑩
監査等委員 神出 二允 ⑩
監査等委員 竹島 哲郎 ⑩

(注) 常勤監査等委員野間寛、監査等委員神出二允および竹島哲郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、事業の成長による企業価値の向上を経営上の最重要課題としておりますが、同時に株主の皆様への利益還元も経営上の重要課題のひとつと位置づけております。当期の期末配当につきましては、業績、将来の事業展開等により総合的に判断し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、42,481,536円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年9月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）

4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性の確保およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	うつみよしお夫 内海良夫 (1947年7月29日生)	1982年3月 当社設立、代表取締役社長 (現任) 2010年12月 (株)DPPヘルスパートナーズ取締役 2017年5月 同社代表取締役社長(現任) 2018年11月 当社営業本部担当 2019年7月 (株)ブリッジ取締役(現任) 2020年7月 当社新規事業開発本部長(現任) (重要な兼職の状況) (公社)日本ニュービジネス協議会連合会副会長 (一社)中国地域ニュービジネス協議会会長	707,300株
2	はま こういちろう 濱 宏一郎 (1968年5月28日生)	1991年4月 (株)エヌ・ティ・ティ・データ入社 2008年4月 同社ヘルスケア事業本部部長 2010年10月 同社保険・医療ビジネス事業本部部長 2011年7月 同社ライフサポート事業本部部長 2013年7月 同社公共システム事業本部部長 2014年4月 同社公共システム事業本部ヘルスケア事業部第二統括部長 2016年4月 同社第二公共事業本部ヘルスケア事業部第一統括部長 2017年9月 当社取締役(現任) 2020年7月 当社営業本部長(現任)	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	はやし 林 かず 和 あき 昭 (1961年11月26日生)	1982年4月 (株)広島コンピュータサービス入社 1986年10月 当社入社 2002年10月 当社開発部長 2006年11月 当社取締役(現任)、医療情報サービス部担当 2014年4月 当社開発部担当 2017年5月 (株)DPPヘルスパートナーズ取締役(現任) 2017年7月 当社データセンター運用部担当 2020年7月 当社運用・開発本部長(現任)	6,400株
4	ない 内 とう 藤 しんいちろう 慎一郎 (1960年6月26日生)	1986年4月 新ダイワ工業(株)(現:株やまびこ)入社 2006年5月 当社入社 2007年12月 当社経理部長 2010年6月 当社取締役(現任) 2012年6月 (株)DPPヘルスパートナーズ取締役 2012年10月 当社経営管理部担当 2017年5月 (株)DPPヘルスパートナーズ常務取締役(現任) 2020年7月 当社管理本部長(現任)	一株
※5	たか 高 はし 橋 ひろ 弘 あき 明 (1969年5月23日生)	1993年4月 (株)エヌ・ティ・ティ・データ入社 2012年7月 同社ライフサポート事業本部部長 2013年7月 同社公共システム事業本部部長 2015年7月 同社第二公共事業本部部長 2020年7月 同社第二公共事業本部ヘルスケア事業部第一統括部長 兼 技術革新統括本部技術開発本部ヘルスケアAIセンタ長(現任)	一株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 高橋弘明氏は、社外取締役候補者であります。
4. 高橋弘明氏を社外取締役候補者とした理由は、長年医療情報システムの業務に従事してきた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待したためであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	のまひろし 野間 寛 (1951年1月28日生)	1975年4月 ㈱呉相互銀行(現:㈱もみじ銀行) 入行 1991年7月 ㈱せとうち銀行(現:㈱もみじ銀行) 舟入支店長 2001年4月 同行審査第一部長 2004年5月 ㈱もみじ銀行執行役員リスク統括部長 2005年5月 同行融資部長 2006年6月 同行常勤監査役 2006年10月 ㈱山口フィナンシャルグループ監査役 2014年6月 もみじ地所㈱顧問 2015年6月 当社常勤監査役 2017年5月 ㈱DPPヘルスパートナーズ監査役(現任) 2018年9月 当社取締役常勤監査等委員(現任)	一株
2	じん で つぎ よし 神出 二 允 (1941年6月10日生)	1960年4月 ㈱広島相互銀行(現:㈱もみじ銀行) 入行 1997年2月 同行人事部付副部長 2001年4月 チチヤス乳業㈱顧問 2003年1月 同社執行役員管理本部長 2005年11月 サンタ実業㈱(旧:チチヤス乳業㈱) 代表取締役社長 2009年6月 当社常勤監査役 2015年6月 当社監査役辞任 2016年6月 当社監査役 2018年9月 当社取締役監査等委員(現任)	一株

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	たけしま てつ ろう 竹島 哲 郎 (1949年2月3日生)	1972年4月 中国工業(株)入社 1982年8月 (株)児玉会計入社 1985年8月 (福)広島光明学園入職 1991年7月 藤間公認会計士事務所入所 1996年6月 (福)広島光明学園入職事務局長 2002年3月 竹島哲郎税理士事務所開設 (現任) 2016年6月 当社監査役 2018年9月 当社取締役監査等委員 (現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 野間寛氏、神出二允氏および竹島哲郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 野間寛氏、神出二允氏および竹島哲郎氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
- (1) 野間寛氏は、長年金融機関に勤務され、豊富な経験と知識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (2) 神出二允氏は、長年金融機関に勤務され、また、企業の代表取締役を務められるなど企業経営に関する豊富な経験と知識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 竹島哲郎氏は、直接、会社の経営に関与されたことはありませんが、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
5. 当社は、野間寛氏、神出二允氏および竹島哲郎氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認可決された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
6. 当社は、神出二允氏および竹島哲郎氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認可決された場合、当社は引き続き両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
さ がみ よし はる 佐 上 芳 春 (1949年2月2日生)	1981年4月 監査法人朝日会計社(現:有限責任あずさ監査法人)入所 2010年6月 同所退所 2010年7月 佐上公認会計士事務所開設(現任) 2015年6月 (株)ビーアールホールディングス 社外取締役監査等委員(現任) 2020年6月 (株)ジェイ・エム・エス 監査役(現任) (重要な兼職の状況) 広島市農業協同組合監事 社会福祉法人サンシャイン監事	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐上芳春氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 佐上芳春氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、その財務・会計の専門家としての長年の豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 佐上芳春氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏と会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬額および内容決定の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年9月26日開催の第38回定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とする旨ご承認いただいておりますが、当該報酬とは別枠で、当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対し、報酬として年額80,000千円の範囲でストック・オプションとして新株予約権を発行することにつきご承認をお願いするものであります。なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は4名となります。

当該新株予約権の価値は、当社株価に連動するものであり、当該新株予約権の付与は、当社の中長期的な業績を取締役の報酬に反映させ、また、株主価値と対象者の利益とを一致させることにより、当社取締役の経営意欲を一層高め、当社業績の向上を図ることを目的とするものであります。

また、当該新株予約権は当社における取締役の業務執行の状況・貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し決定しており、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会から当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について、会社法の規定に基づき指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

記

新株予約権の具体的な内容及び数の上限

1. 新株予約権の数

各事業年度に係わる定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は200個とする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

各事業年度に係わる定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は20,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が株式の分割または株式の併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。なお、金銭の払込みを要しないものとすることは、特に有利な条件による発行（有利発行）に該当しない。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行する株式1株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に、新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後8年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

7. 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を任期満了で退任した場合、定年で退職した場合、その他取締役会が特別に認める場合は、当該事由が発生した日から3ヵ月間においてはこの限りではない。

② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

8. その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上

メ モ

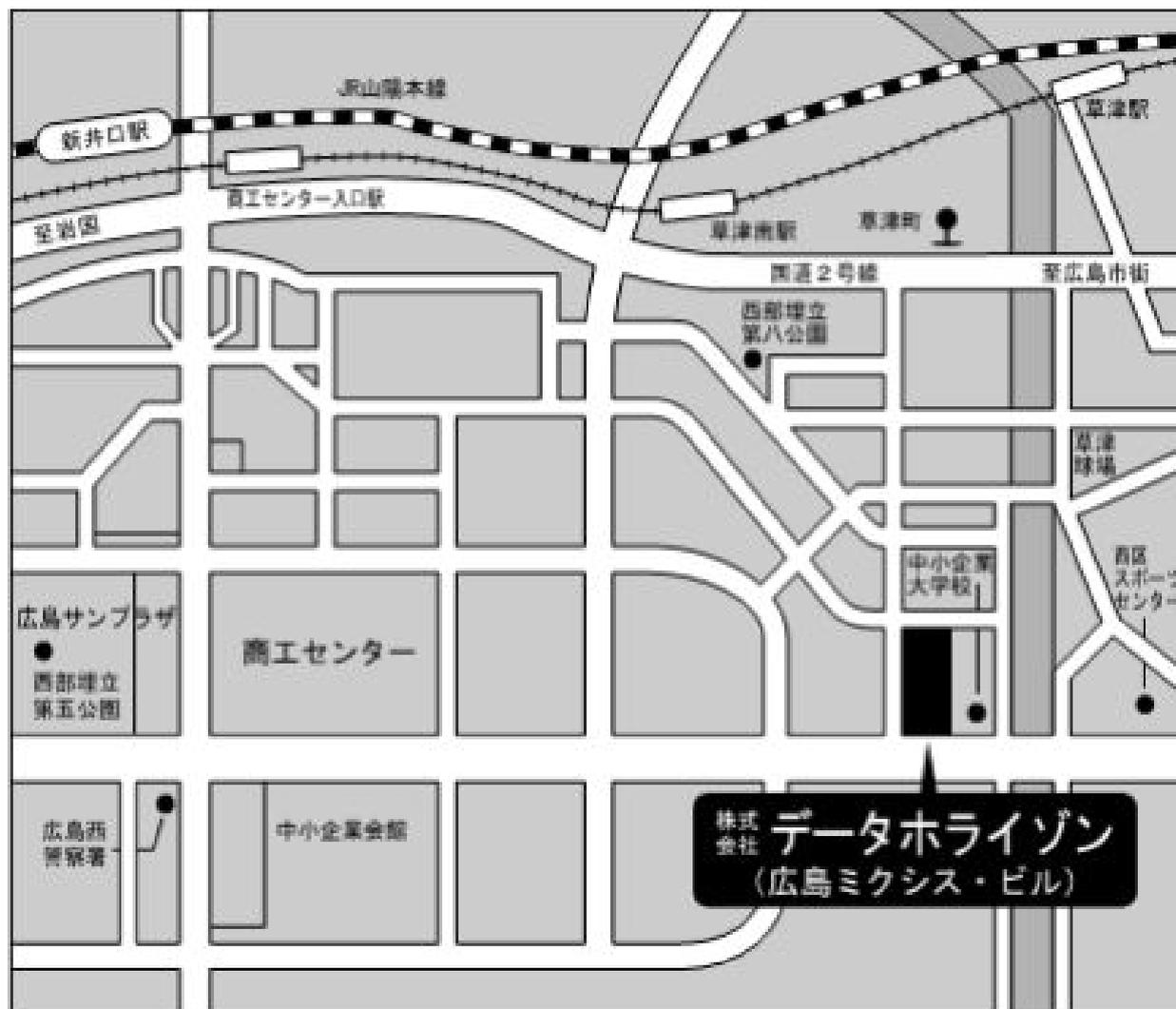
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会場：広島市西区草津新町一丁目21番35号
広島ミクシス・ビル1階 広島市産業振興センター研修室
TEL 082-279-5550



交通：J R山陽本線 新井口駅下車 タクシー5分（徒歩20分）
広島電鉄宮島線 草津駅もしくは草津南駅下車 各徒歩10分
J R山陽本線 広島駅下車 タクシー30分